

改正案	現行規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 クラブおよび団体の登録 (略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5.</p> <p>1) ～ 6) (略)</p> <p>7) 特別団体</p> <p>〈申請資格〉</p> <p>(1) 公認競技会を主催する目的以外の自動車スポーツの発展に寄与・貢献することを趣旨とし、自動車を製造もしくは販売する業者。</p> <p>〈申請手続き〉</p> <p>(2)</p> <p>①新規申請の場合：所定の様式による登録申請書に加盟申請料および年度登録申請料を添えて申し込むこと。</p> <p>②更新の場合：所定の様式による登録申請書に年度登録申請料を添えて申し込むこと。</p> <p>(3) 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の申請手続きは原則として3月31日までにを行うものとする。</p> <p>(4) 新規登録申請および更新の申請手続きに当たっては次の書類を提出すること。</p> <p>①定款</p> <p>②役員名簿</p> <p>③履歴事項全部証明書の写し (法人の場合)</p> <p>注) <u>①・②・③は、更新申請においては従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 クラブおよび団体の登録 (略)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5.</p> <p>1) ～ 6) (略)</p> <p>7) 特別団体</p> <p>〈申請資格〉</p> <p>(1) 公認競技会を主催する目的以外の自動車スポーツの発展に寄与・貢献することを趣旨とし、自動車を製造もしくは販売する業者。</p> <p>〈申請手続き〉</p> <p>(2)</p> <p>①新規申請の場合：所定の様式による登録申請書に加盟申請料および年度登録申請料を添えて申し込むこと。</p> <p>②更新の場合：所定の様式による登録申請書に年度登録申請料を添えて申し込むこと。</p> <p>(3) 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の申請手続きは原則として3月31日までにを行うものとする。</p> <p>(4) 新規登録申請および更新の申請手続きに当たっては次の書類を提出すること。</p> <p>①定款</p> <p>②役員名簿</p> <p>注) 更新申請においては従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。</p>

<p>〈特典〉</p> <p>(5) 記録挑戦をはじめとするテストおよびトライアルを主催する資格を有する。</p> <p>(6) J A F から自動車スポーツに関する情報を受けることができる。</p> <p>(7) 代表者は国際競技運転者許可証 A までの取得有資格者を推薦することができる。ただし、国際競技運転者許可証については、J A F で審査を受け、承認された者でなければ発給されない。</p> <p><u>(8) 自動車競技に関する各種用品、備品の公認申請をすることができる。</u></p> <p><u>(9) 車両公認および登録車両の申請をすることができる。</u></p> <p><u>(10) 更新登録を行わなかった場合は、加盟に関する一切の権利も消失するものとする。</u></p> <p><b>第3条～第8条 (略)</b></p> <p><b>第9条 本規定の施行</b>  本規定は、<u>2022年4月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>〈特典〉</p> <p>(5) 記録挑戦をはじめとするテストおよびトライアルを主催する資格を有する。</p> <p>(6) J A F から自動車スポーツに関する情報を受けることができる。</p> <p>(7) 代表者は国際競技運転者許可証 A までの取得有資格者を推薦することができる。ただし、国際競技運転者許可証については、J A F で審査を受け、承認された者でなければ発給されない。</p> <p><u>(8) 車両公認および登録車両の申請をすることができる。</u></p> <p><u>(9) 更新登録を行わなかった場合は、加盟に関する一切の権利も消失するものとする。</u></p> <p><b>第3条～第8条 (略)</b></p> <p><b>第9条 本規定の施行</b>  本規定は、<u>2018年12月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--